

空調設備保守点検業務委託仕様書

1 目 的

この仕様書は、山形工業高等学校校舎の空調設備保守点検^(※)業務を実施するにあたり、関係法令等に定めるもののほか、保守点検業務対象設備の安全かつ円滑な運転を確保するため、適切な保守点検を行うのに必要な事項を定める。

なお、この仕様書は、業務の概要を示すものであって、仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微なもので、安全かつ円滑な運転管理上必要と認められる作業は、契約金額の範囲内で誠意をもって行うものとする。

※点検とは、空調設備の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じ対応処理を判断することを含む。また、保守とは、空調設備の必要とする性能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取り替え、真空排気、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

2 業務場所

山形市緑町一丁目 5 番 12 号 山形県立山形工業高等学校

3 対象設備

別紙 1 「対象設備一覧表」のとおり

※ 対象設備の型式、性能等詳細については、完成図書等により確認すること。

4 業務内容

別紙 2 「保守点検の内容」のとおり

5 作業回数及び実施時期

(1) 作業回数は次表のとおりとする。

作 業 項 目	作業回数	実施時期	
		4 月～9 月	10 月～3 月
1 ビル用マルチエアコンの保守点検	年 1 回	○	—
2 木質ペレット焚吸収式冷温水発生機等の保守点検	年 2 回	○	○
3 室内機等のフィルター清掃	年 1 回	—	○
4 自動制御装置の保守点検	年 2 回 ^(※)	○	○

※ 中央監視装置並びに自動制御装置のうち、「熱源廻り制御-2」及び「冷却塔制御」の点検については、委託期間内における正常な動作確認ができる場合に限り、年 1 回点検とすることができる。

(2) 本業務の実施時期は、冷房運転開始前または暖房運転開始前を基本とし、具体的な日時については、学校運営に支障が生じないように、発注者と事前に協議のうえ、発注者の承認を受けるものとする。

6 故障時の対応

受注者は、対象設備に故障や異常が発生したときは、発注者の通知により速やかに技術員を派遣し、設備点検を行ったうえ原因を特定し、正常な運転状態に復旧するため、調整、整備及び試験等必要な応急措置を施し、その措置の状況及び再発防止に必要な措置について、発注者に報告すること。なお、緊急対応に要する費用は、契約金額に含むものとする。

7 提出書類

本業務を実施した場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 保守点検（作業）報告書 点検終了後速やかに
- (2) 業務完了報告書 4月から9月までの業務完了後及び
10月から3月までの業務完了後速やかに
- (3) 故障・修理報告書 その都度（必要に応じ図面・写真添付）
- (4) 検査報告書 冷却水レジオネラ属菌検査後速やかに
- (5) その他発注者が指示する書類

8 費用負担

- (1) 本業務の実施に必要な電気及び水道等の光熱水費については、発注者の負担とする。
- (2) 対象設備の機能を維持するための整備及び軽微な修理に係る工賃、作業に伴い通常使用される材料、器具及び消耗品類（ウエス、潤滑油、クリーナー等）は受注者の負担とする。

9 安全の保持

受注者は、本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、特に次に掲げる点に留意し、安全の保持に努めなければならない。

- (1) 常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。
- (2) 受注者の従業員及び第三者、生徒等に対する事故防止、当該設備及び他の物品に損傷を与えないように留意すること。万が一、事故または損傷が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- (4) 発注者の業務若しくは来校者の迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- (5) 建物、設備及び備品等に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償の責を負うこと。

10 その他

- (1) 受注者は、作業遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。
- (2) 本仕様書に定めがない事項が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

必要な保守点検は行うものとする。